

平成22年度子ども手当の申請は済ませましたか？

平成22年4月1日より、児童手当にかわり子ども手当が創設されました。対象となる子どもが中学校修了前まで延長され、手当額も1人13,000円（月額）に増額されました。また、児童手当制度にあった所得制限が撤廃されました。

平成22年4月1日現在で受給資格がある方は、**平成22年9月30日までに申請することにより**、平成22年4月分からの支給となります。平成22年10月1日以降に申請した場合は、申請月の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

ご不明な点がありましたら、児童福祉課までご連絡ください。

●対象となる子どものいる世帯には、既に通知書を送付しています。（平成22年4月）

①平成22年3月31日まで児童手当を受給されていた方で、新中学2・3年生がいない場合

…申請の必要はありません。児童手当に引き続き子ども手当も認定となります。

②平成22年3月31日まで児童手当を受給されていた方で、新中学2・3年生がいる場合

…**額改定認定請求（増額）の申請が必要です。**

③児童手当を受給されていなかった方

…**認定請求の申請が必要です。**

※平成22年4月1日以降の出生、転入等の申請は…

子ども手当は、認定の場合、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。なお、災害などやむを得ない理由により認定請求ができなかった場合には、そのやむを得ない理由が止んだ後15日以内に請求すれば、理由の発生

した日の属する月の翌月分から支給されます。

・出生の場合は、出生日の翌日から数えて、15日以内に申請してください。

・転入の場合は、転出予定日の翌日から数えて、15日以内に転入先で申請してください。

※公務員の方は、職場での請求となりますので、職場の人事担当部署へ確認してください。

問い合わせ先 児童福祉課 子育て支援グループ ☎52-1114

子育て支援センター
つくしだより

子育て支援センター
ゆりかごだより



子育て支援センターつくしでは、7月7日（水）、きらら館で、石橋地区の親子を対象とした出前サロンを実施しました。

当日は8組の親子が参加し、手遊び、うた、紙芝居、製作、パネルシアター等の遊びをして緊張をほぐしたあと自由あそびの中、親同士の交流をもってもらい、育児相談などを受けました。

今回の出前サロンは平成23年1月21日（金）に予定しています。

●問い合わせ先

子育て支援センターつくし
☎(43) 1233

●出前サロン

石橋地区に出向き、出前サロンを実施します。お気軽にお越しください。

日時 9月17日（金）

場所 保健福祉センター

さらら館

時間 午前10時～正午

内容 エブロンシアター

手遊び、歌、育児相談等

●お父さんとアスレチック
ごっこをしよう！

今年度3回目の「お父さんと遊ぼう」を開催します。

お子様と楽しいひとときを過ごしてみませんか？

日時 10月16日（土）

場所 子育て支援センター

ゆりかご

時間 0歳児

午前10時より（10組）

1、2歳児

午前11時より（15組）

内容 アスレチックごっこ

●申し込み方法

ゆりかごにある申込用紙

で申し込みください。

●問い合わせ先

子育て支援センターゆり

かご（あおば保育園内）

☎(48) 5530